あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

平成２９年５月２９日から，全国の登記所（法務局）において，各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！　この制度を利用することで，各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も提出する必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は，各機関で異なりますので，必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

● 現 行

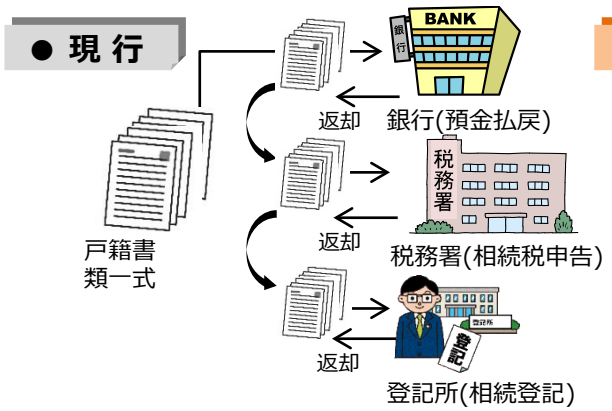

●新制度

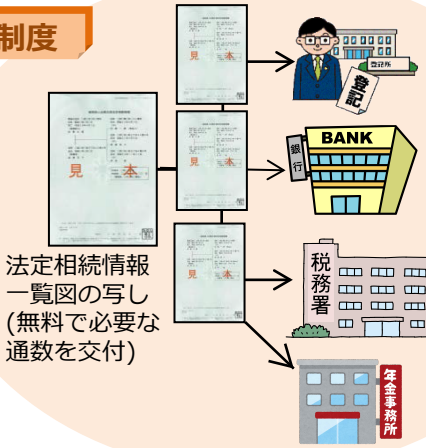

ポイント！

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ，時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。

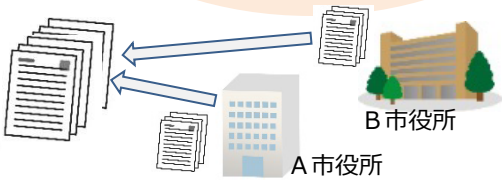

①-2 法定相続情報一覧図を作成します。

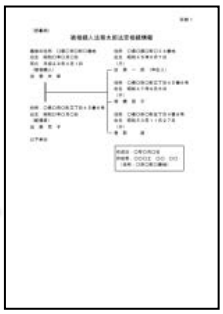

①-3 所定の申出書を記載し，①-1,-2の書類を添付して登記所に申出をします。

ポイント！

時間がなく，戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は，専門家（※２）**に依頼することも可能です。**

※2 弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士，行政書士

② 確認・交付（登記所）

②-1 登記官による確認，法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付，戸除籍謄本等の返却

令和２年１０月２６日から，法定相続情報証明制度を年金手続きの添付書類として利用することができるようになりました（※3）。

※3 詳しくは，お近くの年金事務所や年金相談センターへお問い合わせ願います。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】
https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

未来につなぐ相続登記

不動産の相続登記をお忘れなく！

次の世代へのつとめです

③ 利用

③ 各種相続手続へお使いください。
（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

法定相続情報証明制度の詳しい手続は，法務局ホームページ をご覧ください。

札幌法務局　函館地方法務局　旭川地方法務局　釧路地方法務局　(2022. 1)

忘れていませんか？
相続登記!!

令和６年４月１日から、
「相続登記が義務化」
となります。

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

相続登記の申請に当たっては、以下のサービスをご利用すると便利です。

１　司法書士会の「相続登記相談センター」
【常設】℡ ０１１－２１１－６６６５　平日の１２時から１５時まで

２　法務局の「登記手続案内」（平日８時３０分から１７時１５分までの完全予約制）
原則、予約日時における電話対応となり、法務局職員からお電話いたします。
申請書様式や必要な添付書類の種類等について御案内します。

※　個別具体的な内容の相談については、上記の「相続登記相談センター」を御利用ください。

札幌法務局・札幌司法書士会